

奈良県木材生産推進事業

【事業内容】

計画的・安定的な木材生産により、持続可能な林業の確立と安定的な雇用を図るため、一定規模以上の森林施業区域（木材安定供給団地）において、奈良型作業道等を重点的に整備のうえ、利用間伐を繰り返し実施することにより、木材生産コストの低減を図り、一定量以上の木材搬出を推進する。

【事業採択要件】

①面積・集約化要件

利用間伐実施区域が100ha以上（一集約化区域15ha以上（※1））
区域を構成する森林所有者は5人以上

②路網整備要件

50m/ha以上の作業道開設を実施

③利用間伐面積要件

15ha/年（※2）で、概ね7年周期の利用間伐を繰り返し実施

④木材生産要件（木材の市場等への搬出）

年間概ね750 m³（※3）、50 m³/ha以上の計画的な木材生産を実施

⑤雇用要件

1人以上（※4）の林業従事者の安定的な雇用

※1：	利用間伐実施区域が200ha以上の場合は、	30ha以上
※2：	〃	30ha/年以上
※3：	〃	1,500 m ³ /年
※4：	〃	3人以上

事業を実施した区域では、周辺区域を取り込むなど集約化区域を拡げ、木材生産の増産に努める

<木材生産の確認>

県と実施主体となる林業事業者等との間で締結する協定書で、計画された木材生産量に対する達成状況の報告を義務づけ（市場等への出荷伝票等により確認）

（木材安定供給団地の重点・優先支援事業メニュー）

- 奈良型作業道重点開設事業
- 木材生産強化事業（搬出間伐）
（上記以外の木材生産にかかる諸事業）
- 林業機械購入支援事業
- 林業機械レンタル事業
- 林業機械リース導入支援事業
- 架線集材施設設置支援事業
- 森林整備地域活動支援事業
- 県産材生産促進事業（山土場から市場等への運搬経費支援）

※「奈良型作業道」とは大阪府の大橋氏が提唱した大橋式作業道のことであり、当該作業道の開設手法を清光林業（株）の岡橋氏が奈良県に導入。以降、県内においても約30年間の良好な実績があるため、「奈良県木材生産推進事業」において開設する大橋式作業道を「奈良型作業道」として位置づけ、開設を推進している。